部長及び参事官　　県民発第５６号
殿　　（少年）
所　属　長　　令和６年３月26日
５年保存（口訓）
本　部　長

犯罪被害者等の支援に係る部内カウンセラー運用要領の制定について
（通達乙）

犯罪被害者やその家族等（以下「犯罪被害者等」という。）は、犯罪等による直接的な被害だけでなく、その結果として生じる精神的被害、経済的負担等の二次的な被害に苦しめられることも多く、特に精神的被害は極めて深刻であり、著しいストレスを抱え、精神的な支援を必要としている者が多数認められる。

そこで、犯罪被害者等の精神的被害の軽減及び回復を図るため、別添のとおり犯罪被害者等の支援に係る部内カウンセラー運用要領を制定し、令和６年４月１日から実施することとしたので、効果的な運用に努められたい。

別添

# 犯罪被害者等の支援に係る部内カウンセラー運用要領

## 第１　趣旨

この要領は、犯罪被害者等の精神的被害の軽減及び回復を図るため、県本部県民支援相談課（以下「県民支援相談課」という。）に配置されている職員（兼務発令されている者を含む。）のうち、臨床心理士又は公認心理師の資格を有し、犯罪被害者等の精神的支援を行う者（以下「部内カウンセラー」という。）の任務及び運用について、必要な事項を定めるものとする。

## 第２　任務

部内カウンセラーは、捜査部門と連携の上、犯罪被害者等に関する情報を共有し、次に掲げる業務を行うことを任務とする。

(1)　犯罪被害者等に対するカウンセリング

(2)　犯罪被害者等の相談等に対する助言

(3)　職員の代理受傷に関する助言

(4)　犯罪被害者支援におけるカウンセリングに関する職員への指導及び教養

(5)　その他犯罪被害者等の精神的支援に関し、県民支援相談課長が必要と認めた支援活動

## 第３　派遣

### １　派遣対象事件

部内カウンセラーの派遣は、「高知県警察指定被害者支援要員制度実施要領の制定について（通達甲）」（平成28年３月14日県民発第66号）に定める被害者支援対象事件において、部内カウンセラーによる心理学的知見に基づく精神的支援の必要性が真に認められる犯罪被害者等が発生している場合に行うものとする。

### ２　派遣要請

署長又は高速隊長（以下「署長等」という。）は、犯罪被害者等に対して部内カウンセラーによる精神的支援を行う必要があると判断したときは、犯罪被害者等の要望を確認した上で、県民支援相談課長に連絡し、部内カウンセラーの派遣を要請するとともに、当該事件に係る事件指揮簿、相談受理簿等の写しを送付するものとする。

### ３　派遣決定

県民支援相談課長は、派遣要請を受けた場合で派遣が必要と認めるときは、速やかに部内カウンセラーを派遣し、別記第１号様式の部内カウンセラー派遣管理簿により派遣状況等について管理するものとする。

なお、部内カウンセラーが県民支援相談課に兼務発令されている者である

場合は、当該部内カウンセラーが所属する所属の長と協議の上、当該部内カウンセラーを派遣するものとする。この場合において、当該部内カウンセラーが所属する所属の長は、県民支援相談課長と連携し、速やかに当該部内カウンセラーの派遣について対応するものとする。

4　派遣期間

部内カウンセラーの派遣期間は、県民支援相談課長が犯罪被害者等の精神的支援の為に必要と認める期間とする。

5　派遣の特例

県民支援相談課長は、署長等から派遣要請がない場合であっても、部内カウンセラーの派遣を必要とする特別の事情があると認めるときは、派遣要請を待つことなく、部内カウンセラーを派遣することができるものとする。

第４　運用上の留意事項

(1)　署長等は、部内カウンセラーの業務に関し、県民支援相談課長と緊密に連携を図るものとする。

(2)　署長等は、部内カウンセラーの業務の重要性及び目的を認識し、部内カウンセラーが業務を行う際に支障を来すことのないよう配慮するとともに、必要な情報の提供を行うものとする。

(3)　署又は高速隊に派遣された部内カウンセラーは、署長等の指揮の下、当該所属の指定被害者支援要員等と緊密に連携を図るものとする。

(4)　県民支援相談課長及び署長等は、部内カウンセラーの代理受傷の予防に最大限配慮するものとする。

第５　報告

部内カウンセラーは、犯罪被害者等に対するカウンセリングを実施したときは、その結果を別記第２号様式のカウンセリング結果報告書により県民支援相談課長に報告するものとする。

第６　職員の代理受傷に関する支援

署長等は、職員の代理受傷による支援を必要と認めるときは、その旨を県民支援相談課長に連絡し、部内カウンセラーによる支援を要請することができる。この場合において、県民支援相談課長は、当該支援が必要と認めるときは、部内カウンセラーに支援活動を行わせるものとする。

（別記様式省略）